# マリンバイオテクノロジー学会授賞規定

賞の授賞については、学会会則第3条ならびにこの規定の定めるところとする。

# I. 賞の種類

1. マリンバイオテクノロジー学会が授与する賞は、マリンバイオテクノロジー学会賞、 マリンバイオテクノロジー学会奨励賞およびマリンバイオテクノロジー論文賞の3種 類とする。(以下、学会賞、奨励賞、論文賞という)

# 2. 賞の性格

- i. 学会賞:マリンバイオテクノロジーに貢献する発見および業績を有する者に授与する。なお選考にあたっては、産業への貢献が期待される業績が優先される。
- ii.奨励賞:マリンバイオテクノロジーに貢献する発見および業績を有し、将来の活躍が期待される若手研究者(授賞年度の翌年の4月1日に満40歳未満)に授与する。
- iii. 論文賞:各年度に発行された学会誌 Marine Biotechnology 誌 (No. 1~6) に掲載された優れた論文の著者に授与する。

# Ⅱ. 受賞者の資格

受賞者は、マリンバイオテクノロジー学会員(個人および団体)に限る。ただし、団体 の場合は1名以上のマリンバイオテクノロジー学会員を含むものとする。

#### Ⅲ. 授賞件数

学会賞、奨励賞および論文賞の各々について原則として各年度1件以内とする。

#### IV. 授賞選考委員会

- 1. 授賞選考委員会(以下、選考委員会という)は、学会賞、奨励賞および論文賞の選考を行う。
- 2. 選考委員長は会長とする。
- 3. 選考委員長は理事、評議員、名誉会員およびフェロー会員の中から専門分野を考慮しつつ選考委員を若干名推薦し、原則として年度当初の理事会で承認された者をもって選考委員会を組織する。選考委員には前会長を含む。
- 4. 選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。前会長についてはその資格をもつ間とする。なお、選考委員長は各年度に3. に準じて選考委員の見直しをはかることができる。
- 5. 学会賞受賞候補者の対象研究業績あるいは受賞候補論文の著者となっている場合には、 選考委員には加わらないものとする。従って、会長がこの利益相反の立場にある場合に は、前会長を選考委員長とする。また、会長および前会長とも上記の利益相反の立場に ある場合には、会長が指名する選考委員を選考委員長とする。
- 6. 各選考委員長は、当該選考委員会を召集し、その議長となる。選考委員長に事故あると きは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 7. 各選考委員会は、選考委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 8. 各選考委員は、欠席する場合、議事について予め書面をもって参考意見を述べることができる。
- 9. 各選考委員長が止むを得ないと認めたときは、書面連絡をもって、選考委員会の審議に代えることができる。
- 10. 各選考委員長は、審議の結果を書面にて学会長に報告する。
- 11. 会長、前会長および選考委員は学会賞および奨励賞受賞候補者を推薦できない。

### V. 受賞候補者の推薦

- 1. 学会賞および奨励賞については、正会員により推薦されたものとする。
- 2. 学会賞および奨励賞の推薦様式は以下の項目を含むものとする(書式自由)。(1)推薦者氏名、(2)推薦者所属、住所、連絡先(TEL、FAX、E-mail)、(3)受賞候補者氏名、(4)受賞候補者所属、住所、連絡先(TEL、FAX、E-mail)、(5)受賞候補者略歴(奨励賞の場合は生年月日を明記する)(6)受賞業績名、(7)受賞業績の内容および推薦理由、(8)参考資料リスト、(9)参考資料(特許、論文等の参考資料3編以内を添付する)。
- 3. 学会賞および奨励賞受賞候補者の推薦期日は毎年1月末とする。

### VI. 受賞者の決定

受賞者の決定は、理事会の議を経て行う。

### VII. 賞の授与

- 1. 賞の授与は、学会大会において行う。
- 2. 賞は、賞状、および賞金とする。
- 3. 賞に要する費用は本学会の経費および寄付金をもってあてる。

附則 本規定は、平成13年11月30日より実施する。

(平成14年 3月18日一部改定)

(平成19年5月27日一部改定)

(平成23年12月21日一部改定)

(平成24年12月12日一部改定)

(平成25年3月1日一部改定)

(平成 26 年 3 月 10 日一部改定)

(平成29年6月3日一部改定)

(平成30年5月26日一部改定)

(令和 4年 7月31日一部改定)

(別紙) 申し合わせ事項 (平成30年5月26日より実施)

IV.5 の「また、会長および前会長とも上記の利益相反の立場にある場合には、会長が指名する選考委員有資格者を選考委員長とする。」については、前会長以外の会長経験者が選考委員の場合はこの者を優先する。また、学会賞受賞候補者と利益相反の立場にある者とは、推薦締切期日1月末の時点で、候補者との共著の対象研究業績の雑誌掲載日が5年以内にある場合とする。(ただし、共著研究論文の内容により両者の関係性の程度を勘案して、利益相反に該当するかを受賞候補者が揃った段階で理事会で判断する。)